

同時発表：総合政策局運輸審議会審理室

令和6年12月13日

国土交通省近畿運輸局

## 京阪電気鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催概要について

運輸審議会は、標記事案の審議に当たり実施することとしていた公聴会について、令和7年1月28日（火）に大阪府で開催することを決定しました。

運輸審議会は、令和6年12月11日付けで国土交通大臣から諮問があった標記事案を審議するに当たり、一般公述人の様々な意見を聴いた上で判断を行うため、国土交通省設置法第23条の規定に基づき職権で公聴会を開催する旨を12月12日付けでお知らせしておりますが、このほど、その開催日程等の概要を決定するとともに、公述及び傍聴の申込み受付を開始しましたのでお知らせします。**資料1**

なお、公聴会当日の進行予定及び取材要領は、令和7年1月14日（火）に改めてお知らせする予定です。

### ○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会は公開で行います。その他の審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会のホームページにて公表予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 増田、藤間  
(直通) 03-5253-8810

[鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 海老澤、沖元  
(代表) 03-5253-8111

## 京阪電気鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案について審議を開始します

令和6年12月11日付けで国土交通大臣から諮問がありました標記事案について、当審議会は、公聴会を下記のとおり開催することとしました。

### 記

#### 1. 日時・場所

日時：令和7年1月28日（火） 午後2時00分から（2時間程度を予定）  
場所：リファレンス大阪駅前第4ビル貸会議室23F 2307 type-A 会議室  
（大阪府大阪市北区梅田1丁目11-4）

#### 2. 事案の要旨

事案番号：令6第4002号  
事案の種類：鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可  
申請者：京阪電気鉄道株式会社  
事案の内容：資料2参照

#### 3. 開催内容（予定）

- ・申請者からの申請事案の内容の説明
- ・一般公述人による公述
- ・運輸審議会委員からの申請者に対する質問

※当日の進行予定は、令和7年1月14日（火）にお知らせする予定です。

#### 4. 傍聴

- ・WEB形式（Microsoft Teams）による傍聴が可能です。
- ・事前申し込みが必要です。（6. を参照してください。）

#### 5. 公述の申出

- （1）公述しようとする方は、公述申込書（5.（2）を参照してください。）及び公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格A4用紙を使用してください。）各1部を期限までに以下宛先まで提出してください。

期限：令和6年12月27日（金）正午 必着

宛先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

- (2) 公述申込書は、**別紙様式例**の裏面の注意事項をよくお読みになり、**別紙様式例**に従い、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年齢（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び所在地並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係人によっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。
- (3) 公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。
- (4) 議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和7年1月14日（火）午後2時から運輸審議会公聴会のホームページに掲載し、運輸審議会の掲示板に掲示する予定です。  
(掲載予定 URL : [https://www.mlit.go.jp/page/unyu00\\_hy\\_000041.html](https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html))
- (5) 公述人に選定された方は、公聴会開始時刻までに会場にお越しください。

## 6. 傍聴の申込み

- (1) 傍聴を希望される場合は、電子メールにて、申込みをする方の、[1]氏名（業務として傍聴する場合には所属先名称でも可）[2]住所（市区町村名まで）を記入のうえ、件名を「京阪電気鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請事案に関する公聴会の傍聴申込」として、以下のメールアドレスまでお申し込みください。なお、通信状況によって映像・音声の乱れや一時的な停止があることを予めご了承ください。

期限：令和6年12月27日（金）正午 必着

送付先 [hqt-since1949-unyushingikai@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-since1949-unyushingikai@gxb.mlit.go.jp)

- (2) 傍聴人数（アクセス可能端末数）は300人以内とし、申込み多数の場合は先着順とします。
- (3) 傍聴用 URL については、傍聴にあたってのご案内とともに、6.(1)の送信元メールアドレスへの返信の形で令和7年1月14日（火）にお知らせする予定です。その際、@ki.mlit.go.jp からのメールが受信可能となるような設定をお願いします。なお、公聴会当日の傍聴（アクセス）の際には、お申込みの1つのメールアドレスあたり1端末限りとします。

## 7. 申請書その他の関係書類の閲覧

当該事案の申請書その他の関係書類については、令和6年12月13日（金）から、公述申込書及び公述書等に係る文書（一般公述の申出があった場合に限り）については、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和7年1月6日（月）から、それぞれ運輸審議会公聴会のホームページにおいて、閲覧することができます。

（掲載予定 URL : [https://www.mlit.go.jp/page/unyu00\\_hy\\_000041.html](https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html)）

## 8. 公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

## 9. 取材申込み方法

公聴会当日の取材要領については、令和7年1月14日（火）にお知らせする予定です。

## 10. その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（03-5253-8810）にお問い合わせください。

## ○国土交通省告示第 1330 号

運輸審議会一般規則（昭和 27 年運輸省令第 8 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和 6 年 12 月 12 日

国土交通大臣 中野 洋昌

事案番号	令 6 第 4002 号																													
事案の種類	鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可																													
申請事業者	京阪電気鉄道株式会社																													
事案の内容	<p>すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。</p> <p>1 鉄道及び軌道の普通旅客運賃 現行の運賃の上限を次のとおり変更する。</p> <p>(1) 京阪線 (単位：円)</p> <table border="1"> <tr><td>3 キロまで</td><td>180</td></tr> <tr><td>3 キロを超え 7 キロまで</td><td>240</td></tr> <tr><td>7 キロを超え 12 キロまで</td><td>320</td></tr> <tr><td>12 キロを超え 17 キロまで</td><td>360</td></tr> <tr><td>17 キロを超え 22 キロまで</td><td>400</td></tr> <tr><td>22 キロを超え 28 キロまで</td><td>420</td></tr> <tr><td>28 キロを超え 34 キロまで</td><td>440</td></tr> <tr><td>34 キロを超え 40 キロまで</td><td>460</td></tr> <tr><td>40 キロを超え 46 キロまで</td><td>480</td></tr> <tr><td>46 キロを超え 52 キロまで</td><td>490</td></tr> <tr><td>52 キロを超え 54 キロまで</td><td>500</td></tr> </table> <p>(2) 大津線 (単位：円)</p> <table border="1"> <tr><td>5 キロまで</td><td>200</td></tr> <tr><td>5 キロを超え 10 キロまで</td><td>280</td></tr> <tr><td>10 キロを超え 15 キロまで</td><td>380</td></tr> </table> <p>2 鉄道及び軌道の定期旅客運賃</p>		3 キロまで	180	3 キロを超え 7 キロまで	240	7 キロを超え 12 キロまで	320	12 キロを超え 17 キロまで	360	17 キロを超え 22 キロまで	400	22 キロを超え 28 キロまで	420	28 キロを超え 34 キロまで	440	34 キロを超え 40 キロまで	460	40 キロを超え 46 キロまで	480	46 キロを超え 52 キロまで	490	52 キロを超え 54 キロまで	500	5 キロまで	200	5 キロを超え 10 キロまで	280	10 キロを超え 15 キロまで	380
3 キロまで	180																													
3 キロを超え 7 キロまで	240																													
7 キロを超え 12 キロまで	320																													
12 キロを超え 17 キロまで	360																													
17 キロを超え 22 キロまで	400																													
22 キロを超え 28 キロまで	420																													
28 キロを超え 34 キロまで	440																													
34 キロを超え 40 キロまで	460																													
40 キロを超え 46 キロまで	480																													
46 キロを超え 52 キロまで	490																													
52 キロを超え 54 キロまで	500																													
5 キロまで	200																													
5 キロを超え 10 キロまで	280																													
10 キロを超え 15 キロまで	380																													

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

通勤定期旅客運賃（1か月）

（単位：円）

1キロまで	5,180
1キロを超え2キロまで	5,720
2キロを超え3キロまで	6,300
3キロを超え4キロまで	7,630
4キロを超え5キロまで	7,960
5キロを超え6キロまで	8,680
6キロを超え7キロまで	9,430
7キロを超え8キロまで	10,560
8キロを超え9キロまで	11,040
9キロを超え10キロまで	11,690
10キロを超え11キロまで	12,190
11キロを超え12キロまで	12,710
12キロを超え13キロまで	12,940
13キロを超え14キロまで	13,310
14キロを超え15キロまで	13,670
15キロを超え16キロまで	14,060
16キロを超え17キロまで	14,300
17キロを超え18キロまで	14,760
18キロを超え19キロまで	15,020
19キロを超え20キロまで	15,220
20キロを超え21キロまで	15,380
21キロを超え22キロまで	15,550
22キロを超え23キロまで	15,610
23キロを超え24キロまで	15,670
24キロを超え25キロまで	15,830
25キロを超え26キロまで	15,980
26キロを超え27キロまで	16,100
27キロを超え28キロまで	16,200
28キロを超え29キロまで	16,240
29キロを超え30キロまで	16,290
30キロを超え31キロまで	16,370
31キロを超え32キロまで	16,500
32キロを超え33キロまで	16,580
33キロを超え34キロまで	16,680
34キロを超え35キロまで	16,710
35キロを超え36キロまで	16,750
36キロを超え37キロまで	16,860
37キロを超え38キロまで	16,950

38 キロを超え 39 キロまで	17,060
39 キロを超え 40 キロまで	17,140
40 キロを超え 41 キロまで	17,340
41 キロを超え 42 キロまで	17,550
42 キロを超え 43 キロまで	17,740
43 キロを超え 44 キロまで	17,860
44 キロを超え 45 キロまで	17,910
45 キロを超え 46 キロまで	18,000
46 キロを超え 47 キロまで	18,040
47 キロを超え 48 キロまで	18,080
48 キロを超え 49 キロまで	18,140
49 キロを超え 50 キロまで	18,230
50 キロを超え 51 キロまで	18,320
51 キロを超え 52 キロまで	18,380
52 キロを超え 53 キロまで	18,430
53 キロを超え 54 キロまで	18,480
54 キロを超え 55 キロまで	18,590
55 キロを超え 56 キロまで	18,710
56 キロを超え 57 キロまで	18,760
57 キロを超え 58 キロまで	18,850
58 キロを超え 59 キロまで	18,900
59 キロを超え 60 キロまで	18,990
60 キロを超え 61 キロまで	19,030
61 キロを超え 62 キロまで	19,070
62 キロを超え 63 キロまで	19,110
63 キロを超え 64 キロまで	19,160
64 キロを超え 65 キロまで	19,230
65 キロを超え 66 キロまで	19,310

通学定期旅客運賃（1か月）

（単位：円）

1 キロまで	1,460
1 キロを超え 2 キロまで	1,760
2 キロを超え 3 キロまで	2,030
3 キロを超え 4 キロまで	2,220
4 キロを超え 5 キロまで	2,450
5 キロを超え 6 キロまで	2,670
6 キロを超え 7 キロまで	2,850
7 キロを超え 8 キロまで	3,160

	8キロを超え 9キロまで	3,350	
	9キロを超え 10キロまで	3,490	
	10キロを超え 11キロまで	3,640	
	11キロを超え 12キロまで	3,770	
	12キロを超え 13キロまで	3,820	
	13キロを超え 14キロまで	3,920	
	14キロを超え 15キロまで	4,000	
	15キロを超え 16キロまで	4,060	
	16キロを超え 17キロまで	4,100	
	17キロを超え 18キロまで	4,200	
	18キロを超え 19キロまで	4,260	
	19キロを超え 20キロまで	4,310	
	20キロを超え 21キロまで	4,350	
	21キロを超え 22キロまで	4,410	
	22キロを超え 23キロまで	4,430	
	23キロを超え 24キロまで	4,490	
	24キロを超え 25キロまで	4,530	
	25キロを超え 26キロまで	4,570	
	26キロを超え 27キロまで	4,610	
	27キロを超え 28キロまで	4,650	
	28キロを超え 29キロまで	4,670	
	29キロを超え 30キロまで	4,700	
	30キロを超え 31キロまで	4,750	
	31キロを超え 32キロまで	4,780	
	32キロを超え 33キロまで	4,800	
	33キロを超え 34キロまで	4,840	
	34キロを超え 35キロまで	4,850	
	35キロを超え 36キロまで	4,880	
	36キロを超え 37キロまで	4,920	
	37キロを超え 38キロまで	4,950	
	38キロを超え 39キロまで	4,980	
	39キロを超え 40キロまで	5,010	
	40キロを超え 41キロまで	5,100	
	41キロを超え 42キロまで	5,120	
	42キロを超え 43キロまで	5,150	
	43キロを超え 44キロまで	5,180	
	44キロを超え 45キロまで	5,200	
	45キロを超え 46キロまで	5,230	
	46キロを超え 47キロまで	5,240	
	47キロを超え 48キロまで	5,260	
	48キロを超え 49キロまで	5,270	



	49 キロを超え 50 キロまで	5,290	
	50 キロを超え 51 キロまで	5,320	
	51 キロを超え 52 キロまで	5,340	
	52 キロを超え 53 キロまで	5,350	
	53 キロを超え 54 キロまで	5,380	
	54 キロを超え 55 キロまで	5,410	
	55 キロを超え 56 キロまで	5,430	
	56 キロを超え 57 キロまで	5,440	
	57 キロを超え 58 キロまで	5,450	
	58 キロを超え 59 キロまで	5,460	
	59 キロを超え 60 キロまで	5,470	
	60 キロを超え 61 キロまで	5,480	
	61 キロを超え 62 キロまで	5,490	
	62 キロを超え 63 キロまで	5,500	
	63 キロを超え 64 キロまで	5,510	
	64 キロを超え 65 キロまで	5,520	
	65 キロを超え 66 キロまで	5,530	

令和6年 月 日

運輸審議会

会長 堀川 義弘 殿

## 公 述 申 込 書

運輸審議会一般規則第35条の規定により、下記のとおり公述申込みを致します。

## 記

## 1 公述しようとする事案

事案番号	令6第4002号
事案の種類	鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可
事案の申請者	京阪電気鉄道株式会社

## 2 公述しようとする者 ※法人・団体等の記入方法は注意事項②参照

(ふりがな)	
氏名	
(郵便番号)	〒
住所	
職業	
年齢	歳

## 3 事案に対する賛否 ※いずれかに○を付けて下さい

賛成 ・ 反対

## 4 利害関係を説明する事項 ※利害関係人のみ記入 (注意事項③参照)

--

## 5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号

--

## 公述申込みにあたっての注意事項

- ① 公述しようとする方は、公述申込書に、公述しようとする方の氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載した公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格A4用紙を使用してください。）を添付して提出期限までに以下宛先まで提出してください。

**期限** 令和6年12月27日（金）正午 必着

**宛先** 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

- ② 法人・団体等を代表して公述する場合には、「2 公述しようとする者」の氏名の欄に法人・団体等の名称及び代表して公述する者の氏名を、住所の欄に法人・団体等の所在地を、職業の欄に代表して公述する者の職名を、年令欄に代表して公述する者の年令をそれぞれ記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を「5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号」の欄に付記してください。
- ③ 「4 利害関係を説明する事項」は、運輸審議会一般規則第5条の各号のいずれかに該当する場合にのみ記入してください。なお、記入の際は、利害関係について具体的に記載してください（必要に応じ別紙への記入も可）。

○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

（利害関係人）

第5条 国土交通省設置法（平成11年法律第100号。以下「法」という。）第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は審査請求をした者（以下「事案の申請者」という。）

二 事案において、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者

三 事案の申請者と競争の関係にある者

四～五 （略）

六 前各号に掲げる者のほか、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

- ④ 公述申込書及び公述書は、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和7年1月6日（月）から運輸審議会公聴会のホームページに掲載予定です（一般公述の申出があった場合に限りです）。
- ⑤ 一般公述人の人数は、10人以内とし、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和7年1月14日（火）に運輸審議会公聴会のホームページに掲載予定し、運輸審議会の掲示板に掲示する予定です。